

役員に対する報酬(賃金)についての内規

社団法人富岡労働基準協会

役員に対する基本給（本俸）については、つぎのとおり支給する。

理事事務局長月額	290,000円
----------	----------

付則

この規則は、平成16年6月1日から適用する。

常勤役員以外の役員に対する報酬・退職金の支給について

常勤役員以外の役員に対しては報酬・退職金は支給していない。

なお、常勤役員については、職員給与規定、退職金規定により、報酬（賃金）、退職金を支給する。

給 与 規 程

第1条 社団法人富岡労働基準協会（以下「協会」という。）の職員等の給与の支給に関しては、この規定の定めるところによる。

第2条 この規程で職員等とは、常勤の理事及び協会定款第43条第2項に定める者をいう。

（第2条以下の「職員」とあるのは、すべて「職員等」を読み換えるものとする）

第3条 職員の給与は、次のとおりとする。

（1）基本給

（2）諸手当

イ 時間外勤務手当	ロ 休日出勤手当
-----------	----------

ハ 期末手当	ニ 勤勉手当
--------	--------

2 職員等の基本給は、原則として月額とし、学歴、経験、能力等により国家公務員に準じて会長が決定する。

第4条 職員の昇給は、会長が定める。

第5条 協会の業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

第6条 給与（第3条(2)のハ、ニを除く）の支給は、毎月1回とし、その月の16日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

第7条 前条により支給する給与の基本給、時間外勤務手当、休日出勤手当は前月の16日からその月の15日までの期間を基礎として計算するものとする。

第7条の2 時間外勤務手当及び休日出勤手当は、労働基準法第37条に基づき計算した額とし、円未満は切り上げて支給する。

第8条 期末手当、勤勉手当は、6月10日まで、12月10日まで及び3月16日までに支給する。

第9条 職員の退職手当給与については、中小企業退職金共済事業団と退職共済契約を結び勤続期間により中小企業退職金共済法に基づく退職金を支払うものとする。掛金月額については、基本給月額の12分の1で掛金種類中の最も近い額とする。

第10条 前条の規定は、勤続1年につき基本給の1ヶ月相当額を毎年金融機関に積立てした元利合計を退職手当として支給することとした場合、これを適用しない。

2 前項の退職手当額は、特に永年功績者と認めた者については、30%まで加給することがある。

3 懲戒解雇された者には、退職手当を支給しないことができる。

第11条 この規程の運用に疑義が生じた場合は、理事会の承認を得て会長が決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

昭和61年4月1日一部改正

平成13年4月1日一部改正